

勧誘方針

当社の投資商品の勧誘は、当局に登録した第二種金融商品取引業者または登録金融機関がお客様に当社の商品を推奨することにより行われており、当社では、直接販売や勧誘は行っておりません。ただし、当社の商品を販売する第二種金融商品取引業者および登録金融機関には、以下の方針を遵守していただきます。

1. 商品に関する契約を締結する目的に照らして、お客様の金融商品の知識、投資経験、財産の状況、その他の関連要因等を考慮し、投資商品がお客様に適することを確認すること。
2. 「金融商品の販売等に関する法律」に係る重要事項、特に商品の内容やリスクについては、お客様一人一人のご理解を得るよう、十分な説明を行うこと。
3. 勧誘を行う時間帯・場所・方法について十分に配慮し、お客様のご迷惑にならないように留意すること。
4. 適切な勧誘の推進を確保するために、当社においても社内教育・研修、社内体制の整備を行うこと。

2020年6月末現在